

唐津市東部少年武道館

区分		改正前 (1時間当たり)				改正後 (1時間当たり)
		スポーツ		スポーツ以外の催事		
		午後5時まで	午後5時から	午後5時まで	午後5時から	
専用利用 (1面につき)	一般	260円	310円	全館	全館	390円
	生徒・児童	130円	150円	2,120円	2,550円	190円

区分		改正前 (3時間当たり)	改正後 (1時間当たり)
個人利用	一般	100円	110円
	生徒・児童	50円	50円

【備考】

- ・一般とは、15歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
- ・市民以外の個人、団体の使用料は、表示料金の2倍となります。
- ・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。
- ・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。
- ・令和4年度までに購入した個人利用の回数券は、令和5年4月1日以降に利用する場合においても、使用料の差額を支払うことで利用できます。
- ・令和5年4月1日以降に施設を利用する場合（ただし、令和4年12月23日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【担当課】

スポーツ局スポーツ振興課

【電話番号】

0955-72-9237